

◆ 応招・不応招議員

応招議員 (10名)

1番 渡邊富之

3番 那須裕美子

5番 板倉恵一

7番 小熊正

9番 本多隆峰

2番 古川七郎

4番 丸山浩

6番 柏木文男

8番 武石雅之

10番 安達丈夫

不応招議員 (なし)

令和元年第4回弥彦村議会（7月）臨時会

議事日程（第1号）

令和元年7月12日（金）午前10時00分開会

- 日程第 1. 会議録署名議員の指名
日程第 2. 会期の決定
日程第 3. 村長招集挨拶
日程第 4. 議案第39号 弥彦村一般職の任期付き職員を採用等に関する条例の
制定について
日程第 5. 議案第40号 弥彦村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を
改正する条例について
日程第 6. 議案第41号 弥彦村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正す
る条例について
日程第 7. 議案第42号 弥彦村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
について
日程第 8. 議案第43号 小型除雪車（1.0m級）購入契約の締結について
日程第 9. 発議第1号 県央基幹病院の早期建設及び県立吉田病院の早期改築
を求める意見書

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（10名）

応招議員と同じ

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	小林豊彦	政策統括官	山岸喜一
総務課長	志田馨	福祉保健課長	小林健仁
建設企業課長	小林栄一		

職務のために出席した者

議会事務局長	笹岡正夫	書記	春日史子
--------	------	----	------

◎ 開会の宣告

○議長（安達丈夫さん） 皆様、おはようございます。

これより、令和元年第4回弥彦村議会7月臨時会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎ 開議の宣告

○議長（安達丈夫さん） ただ今の出席議員は、10名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎ 議事日程の報告

○議長（安達丈夫さん） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、ご協力をお願いいたします。

◎ 会議録署名議員の指名

○議長（安達丈夫さん） 最初に、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、

5番 板倉恵一さん

6番 柏木文男さん

を指名いたします。

◎ 会期の決定

○議長（安達丈夫さん） 次に、日程第2、会期の決定について、を議題といたします。

お諮りいたします。会期につきましては、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 異議なしと認めます。

したがって本臨時会は、本日1日限りとすることに決定しました。

◎ 村長招集挨拶

○議長（安達丈夫さん） 次に、日程第3、村長から招集のご挨拶をお願いいたします。

村長。

○村長（小林豊彦さん） おはようございます。令和元年第4回弥彦村議会7月臨時会の開催をお願いいたしましたところ、大変お忙しいところ、全議員の皆さんにご出席いただきまして、ありがとうございます。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

◎ 村長提案説明

○議 長（安達丈夫さん） ありがとうございます。

次に、日程第4、議案第39号 弥彦村一般職の任期付き職員の採用等に関する条例の制定についてから議案第43号 小型除雪車（1.0m級）購入契約の締結について、までを議題といたします。これより提案者から、提案説明を求めます。

村長。

○村 長（小林豊彦さん） 令和元年第4回弥彦村議会7月臨時会の開会にあたりまして、提案いたしました議案の趣旨をご説明いたします。

議案第39号 弥彦村一般職の任期付き職員の採用等に関する条例の制定につきましては、任期の限られた一般職の採用に必要な条例を定めるものであります。

議案第40号 弥彦村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第42号 弥彦村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての条例3案件につきましては、議案第39号で提案しました一般職の任期付き職員の採用に必要な関係条例の一部を改正する条例となります。

議案第43号 小型除雪車（1.0m級）購入契約の締結につきましては、去る6月28日に指名競争入札を行い落札いたしました、株式会社日の出自動車と小型除雪車購入の契約を締結するものであります。

以上、提案理由の説明を終わりますが、十分ご審議のうえ、ご承認いただけますようお願い申し上げます。

◎議案第39号から42号の質疑、討論、採決

○議 長（安達丈夫さん） お諮りいたします。ただいま村長から提案されました5案件につきましては、委員会付託を省略し、本日採決いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長（安達丈夫さん） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま提案されました1案件につきましては、本日採決することに決定いたしました。

始めに、条例4案件について、ご質疑があればこれを許します。ご質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長（安達丈夫さん） 質疑なしと認めます。

続いて討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長（安達丈夫さん） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。これより採決いたします。ただいま議題となっております条例4案件について、村長提案のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議 長（安達丈夫さん） 起立全員と認めます。

したがって、議案第39号から第42号までの条例4案件は、村長提案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第43号の質疑、討論、採決

○議 長（安達丈夫さん） 次に、日程第8、議案第43号 小型除雪車購入契約の締結について、ご質疑があればこれを許します。

ご質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長（安達丈夫さん） 質疑なしと認めます。

続いて討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長（安達丈夫さん） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。これより採決いたします。ただいま議題となっております小型除雪車購入契約の締結について、可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議 長（安達丈夫さん） 起立全員と認めます。

したがって、議案第43号は、村長提案のとおり可決することに決定いたしました。

◎発議第1号の質疑、討論、採決

○議 長（安達丈夫さん） 次に、日程第9、発議第1号 県央基幹病院の早期建設及び県立吉田病院の早期改築を求める意見書を議題といたします。

本案件につきましては、提案者、本多隆峰さん並びに8名の賛成者によって提出されておりますが、これより提出者の本多隆峰さんから趣旨説明をお願いいたします。

9番 本多隆峰さん。

○9 番（本多隆峰さん） 発議第1号。

令和元年7月12日。

弥彦村議会議長、安達丈夫様。

提出者、弥彦村議会議員、本多隆峰、賛成者、弥彦村議会議員、武石雅之、小熊正、柏木文男、板倉恵一、丸山浩、那須裕美子、古川七郎、渡邊富之。

県央基幹病院の早期建設及び県立吉田病院の早期改築を求める意見書。

表記議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び弥彦村議会会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

県央基幹病院の早期建設及び県立吉田病院の早期改築を求める意見書。

県央地域は、住民が急病等で救急車を呼べばすぐに患者宅に到着しますが、中小規模の病院に限られているために、搬送先病院探しに長時間を要しています。

この状況を踏まえ、救急医療改善のために県央地域に救命救急センター併設の基幹病

院の建設が決定され、地元合意を得て、令和5年の開院に向けて計画が進められてきました。

ところが、既に報道されているとおり、今年6月に開催された「新潟県行財政改革有識者会議」において、財政の逼迫状況の観点から、「県央基幹病院見直し論」が浮上し、花角知事は6月県議会において「計画策定時以降の状況変化を踏まえた速やかな検証が必要」と発言されました。

このことは、県央地域の救急医療体制がこれまでと変わらない状況の中で、大変憂慮される発言であると感じております。

ことは県民の命に関わることであり、財政的視点のみで見直し議論を進めるべきではなく、これまでの経緯を尊重して、県央基幹病院の早期建設を強く要望します。

また、花角知事は、この県央基幹病院の見直しにあたっては、県立加茂病院及び県立吉田病院と一体で検討を進めると表明されています。

県立吉田病院については、老朽化が進み、耐震基準も満たしていないことから早期の改築が求められており、関係者間で検討を進めてきた結果、併設されている県立吉田特別支援学校及び県立吉田看護専門学校との一体的運営の継続と確実な早期改築を目指し、現地建て替えを行う方針が「県立吉田病院整備基本計画（素案）」に昨年12月に示されています。

「県立吉田病院整備基本計画（素案）」では、高度救急医療を担う県央基幹病院との連携により相互に補完しあう体制構築を目指すとされており、診療機能としてもこの地域にとっては必要不可欠な病院となっています。

6月18日に村上市で震度6強の地震が発生しました。耐震基準を満たしていない県立吉田病院の改築は、「命を守る」という意味で待ったなしであり、その早期実現と県立3施設一体となった運営の継続を強く要望します。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年7月12日。

西蒲原郡弥彦村議会。

新潟県知事、花角英世様。

以上であります。

- 議 長（安達丈夫さん） お諮りいたします。ただいま議題となっております発議第1号 県央基幹病院の早期建設及び県立吉田病院の早期改築を求める意見書につきましては、質疑、討論を省略し、ただちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議 長（安達丈夫さん） 異議なしと認めます。

これより採決いたします。ただいま審議しております本多隆峰さんから発議された意見書について、可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

- 議 長（安達丈夫さん） 起立全員と認めます。

したがって、発議第1号は、可決することに決定いたしました。

◎ 村長挨拶

○議 長（安達丈夫さん） 以上をもちまして、本臨時会に付議されました事件は、議了いたしました。

これをもって臨時会を閉会いたしたいと思いますが、閉会前に村長からご挨拶をお願いいたします。

村長。

○村 長（小林豊彦さん） 臨時会で提案いたしました議案につきまして、全員一致の賛成で可決いただきまして、ありがとうございます。これからもよろしく願いいたします。

◎ 閉会の宣告

○議 長（安達丈夫さん） ありがとうございます。以上をもちまして、令和元年第4回弥彦村議会7月臨時会を閉会いたします。

大変お疲れ様でした。

（午前10時13分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和元年 月 日

議 長 安 達 丈 夫

署名議員 板 倉 恵 一

署名議員 柏 木 文 男